

(宰)

265-1242  
平成22年5月12日

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長 殿

宮崎県農政水産部長



口蹄疫疑似患畜の発生に伴う移動制限区域の特例（区域内から県有種雄牛の移動）  
に関する協議について

宮崎県児湯郡における口蹄疫の疑似患畜の発生に伴い設置した移動制限区域内で飼養されている県有種雄牛について、当該種雄牛が地域の肉用牛生産者に有益であり公益性が高いことを踏まえ、当県の責任において、移動制限区域外に移動させたいと考えているところです。については、このことを下記により実施することが可能か協議します。

なお、区域内からの県有種雄牛の移動については、当該種雄牛が現在所在する移動制限区域内の生産者の理解を得ていることを申し添えます。

記

1 異動対象となる種雄牛の名号及び個体識別番号

名 号	個体識別番号
福之国	1120927017
忠富士	1067075352
勝平正	1083590273
秀菊安	1186010838
美穂國	1198150157
安重守	1210659330

2 移動に当たっての条件

- (1) 移動対象牛について、仕向地への移動に先立ち、臨床目視検査及びP C R 検査により移動対象牛が口蹄疫に感染していないことを確認する。
- (2) 移動対象牛を移動する車両については、積載場所についてビニールシート等で覆い、現飼養場所から出発する際にはチェックリスト（別紙1）により確認し、十分に消毒を行い、家畜防疫員の監督の下で輸送する。
- (3) 仕向地に着地後は、家畜防疫員による臨床検査を毎日定時に実施し、その結果を県庁に報告する。
- (4) 仕向地に移動する際の移動経路は別紙2のとおりとする。なお、移動の際には設置された消毒ポイントにおいて確実に消毒を行う。

決裁  
22.5.12

## 決裁伺書

265-1242

(決裁日付) <b>決裁</b> 22 2 <b>丙</b>	(処理期限) 年月日	(決裁区分) 知事 副知事 部長 次長	課長 課長補佐 担当リーダー
(起案日) 平成22年 5月 12日		(取扱区分)	
(文書分類) 大 中 小 (1) (01) (34)	(施行日) 22年 5月 12日	(保存期間) 5年	引継 平成24年4月 廃棄 平成28年4月
(公印使用) 要	(起案者) 所属 畜産課	職氏名 副主幹	TEL 三浦 博幸

知事 " 副知事 "

部長 次長(総括) 畜産課長 総括  
課長補佐 畜産企画  
担当リーダー 管理課員

次長(農政) 家畜防疫  
対策監 経営衛生  
課長補佐 肉用牛振興  
担当 課員

生産ブランド  
課長補佐 卫生防疫  
担当

再施行 5/13  
目的地変更のため(解消)

## (標題)

口蹄疫疑似患畜の発生に伴う移動制限区域の特例（区域内から県有種雄牛の移動）に関する

## 協議について

(伺 い)

このことについて、別案のとおり施行してよろしいか。

### 3 移動対象牛の仕向地

移動対象牛の仕向地は次に掲げる場所とする。

#### (1) 住所：宮崎県西都市尾八重

施設の見取り図：別紙3のとおり

周辺における偶蹄類の家畜の飼養状況：別紙4のとおり。

仕向地における飼養の条件

- ①飼養牛は別紙3の牛舎において飼養する。
- ②飼養する区画は、寒冷紗で牛舎全体を覆い、1日2回寒冷紗に消毒薬を噴霧するとともに、牛舎周囲に消石灰の消毒帯を設ける。
- ③家畜管理用具、敷料、飼料、糞尿の持ち出しを飼養牛係留終了後21日間は禁止する。飼養牛において口蹄疫が確認されなかった場合には、その後通常どおり処分することとするが、飼養牛に口蹄疫が確認された場合には汚染物品として処分する。
- ④飼養牛の管理者は専任を定め、専用の防疫服を着用し、作業後にシャワーを使用し、病原体の散逸の防止に必要な対策を徹底する。
- ⑤当該施設の出入りの際、敷地内に進入するとき確実に消毒を実施する。

### 4 異常発生時の措置

万一、口蹄疫を疑う臨床症状を認めた場合は、精密検査を待たずに殺処分を行うものとする。

### 5 移動牛の移動スケジュール

5月11日 移動対象牛からの検査検体の採材、仕向先地域への説明

12日 検査結果判明

13日 仕向地へ移動

## 別紙1

## 県有種雄牛の移動に当たっての確認事項

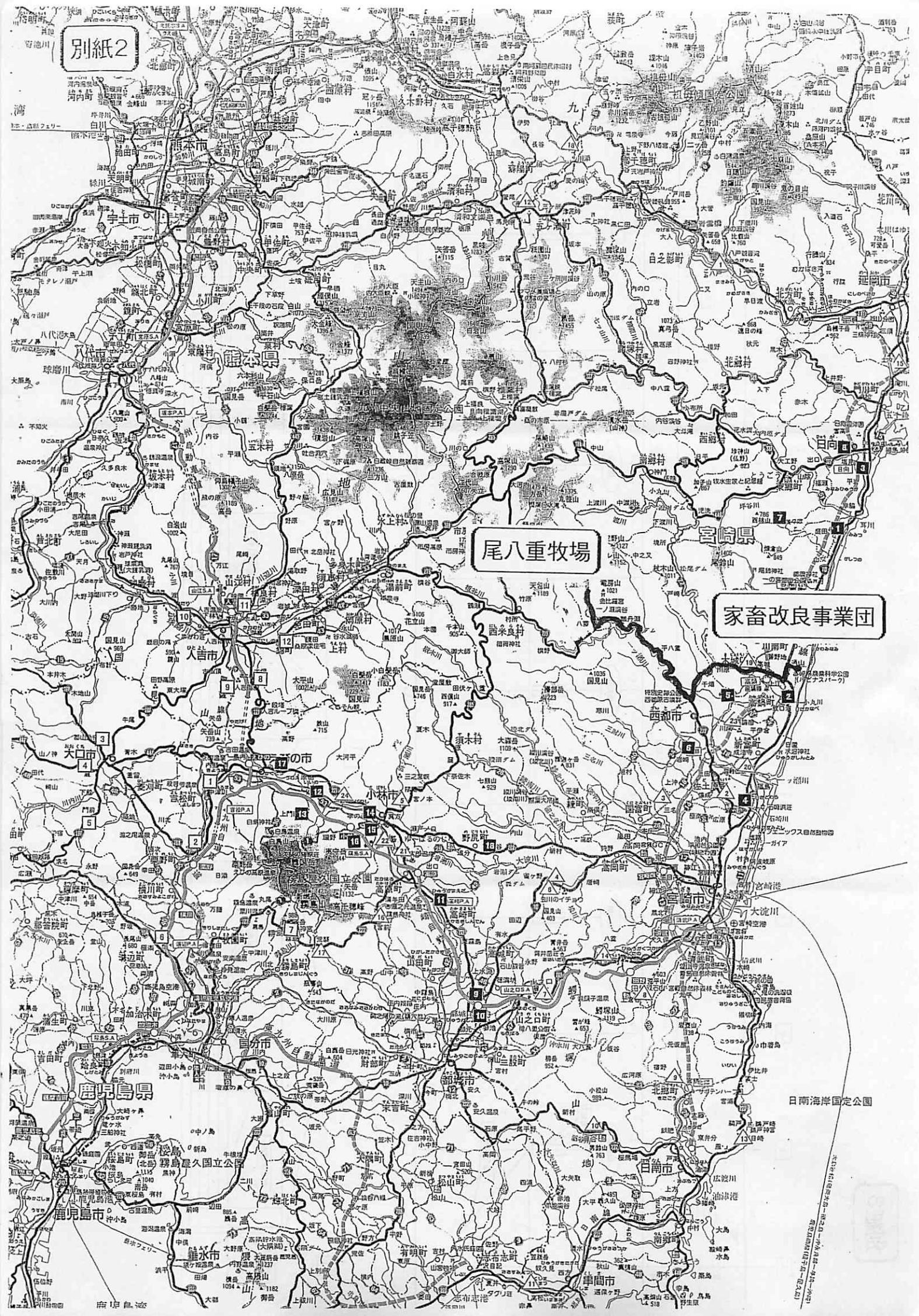
確認事項	備 考
1 農場において、家畜防疫員が農場内の他の家畜に異常がないことを確認すること。	<input type="checkbox"/> 水疱等発生の確認 <input type="checkbox"/> 流涎等の確認 <input type="checkbox"/> 発熱牛の確認
2 車両は入出場時、消毒すること。	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認
3 運搬経路は家畜の飼養農場付近を極力走行しないルートが設定されていること。	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認
4 運送に当たり、車両の荷台をシート等で覆うとともに、荷台から敷料等の漏えいがないこと。	<input type="checkbox"/> 遮蔽性の確認
5 車両は、制限区域の境界等に設けられた消毒ポイントで消毒すること。	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認
6 作業従事者は、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。	<input type="checkbox"/> 現場確認
7 運搬家畜を降ろした後、荷台や輸送車両を十分に消毒すること。	<input type="checkbox"/> 現場確認

※「備考」は、確認事項の実施・遵守状況を確認する方法。

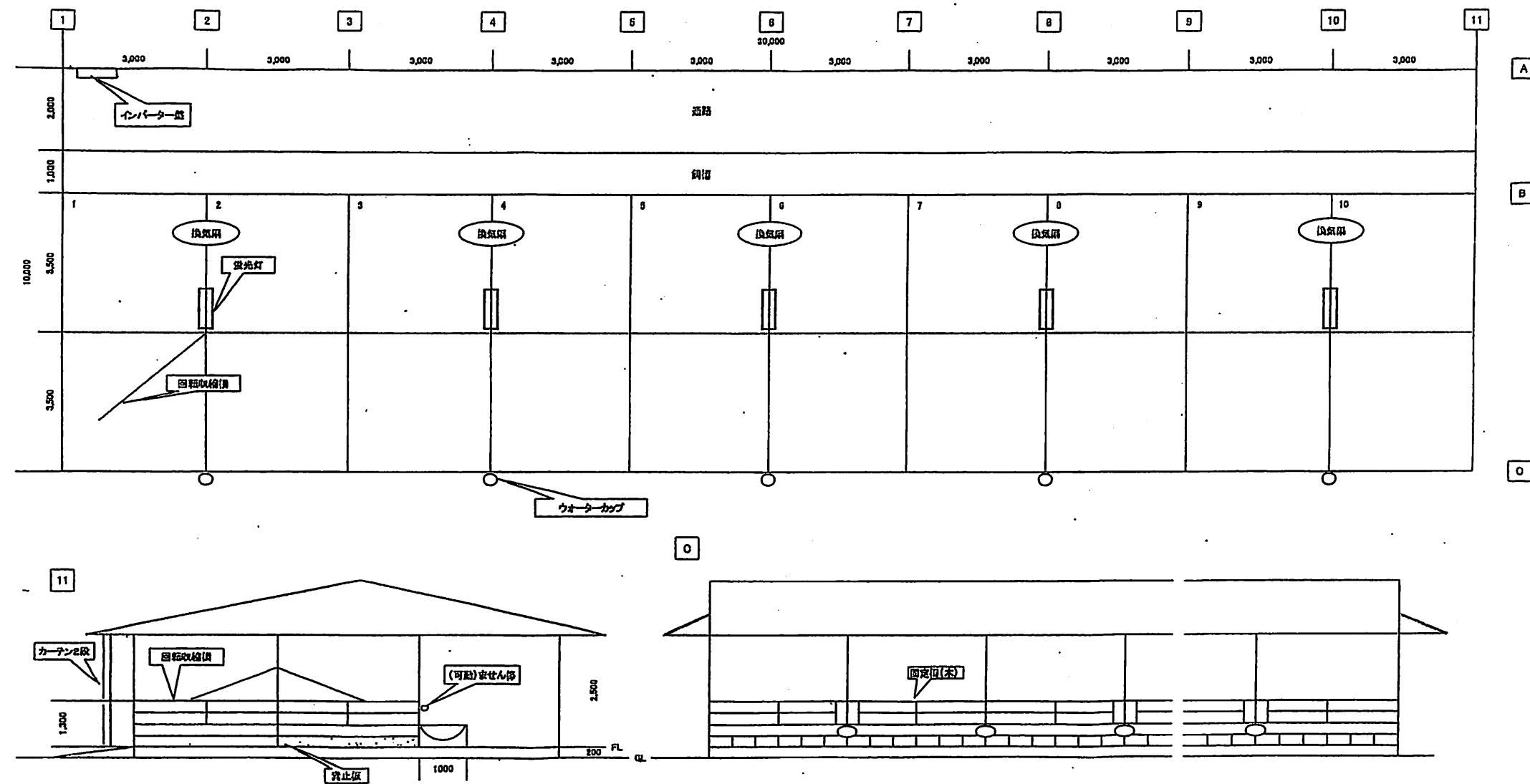
## 【確認者欄】

家畜防疫員（代行者）

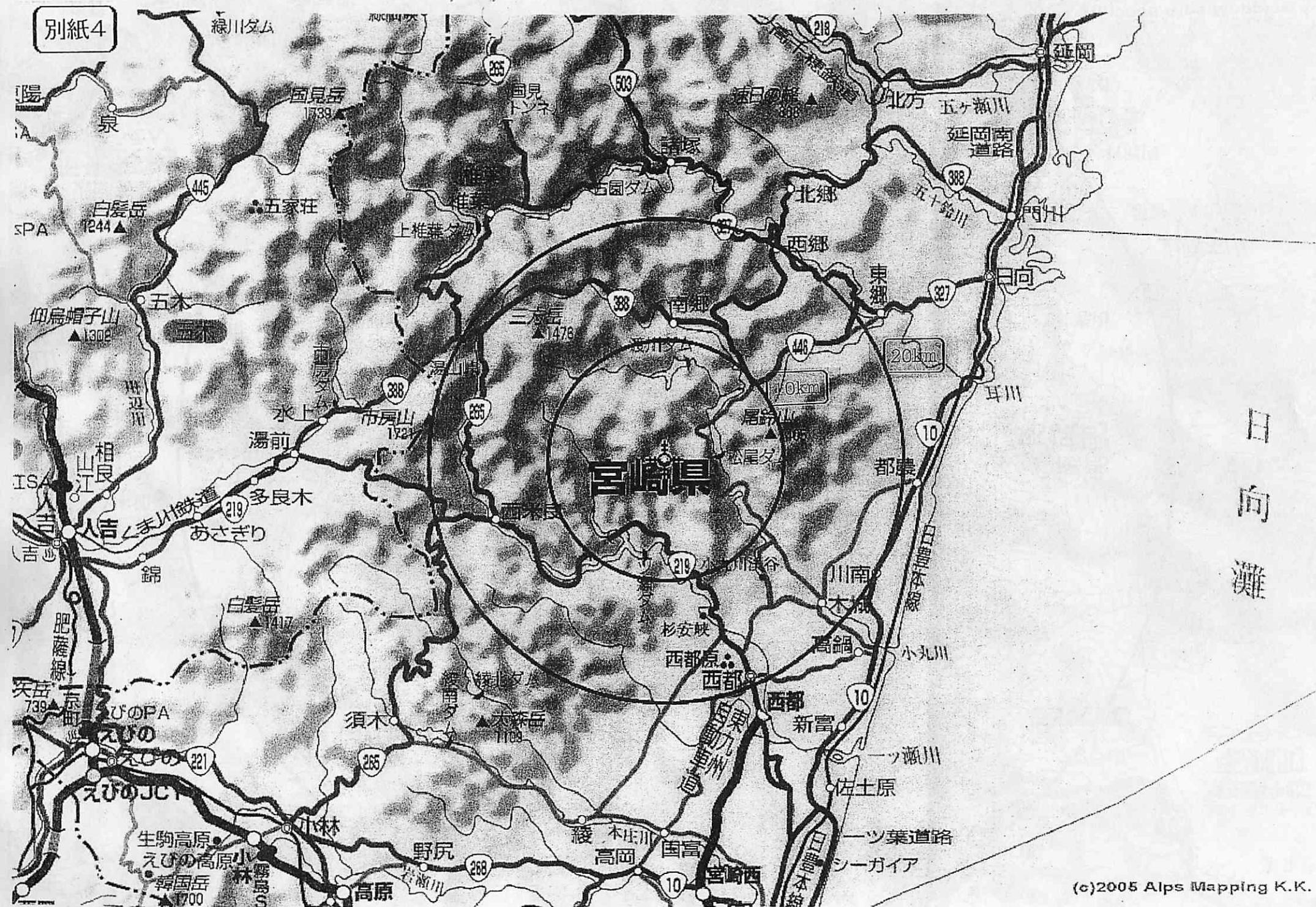
印



別紙3



別紙4



(c)2005 Alps Mapping K.K.

